

青柏祭でか山保存会
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和4（2022）年1月31日 制定
令和4（2022）年3月16日 改訂

青柏祭でか山保存会

1. このガイドラインの目的

このガイドラインは、ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」を構成する「青柏祭の曳山行事」について、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）や新型コロナウイルス感染症専門家会議の分析・提言、業種別ガイドライン、その他の資料等を参考に、曳山（でか山）の組立等の準備作業（以下「準備作業」という。）並びに運行及び関連行事（以下「運行等」という。）における新型コロナウイルス感染症予防対策（以下「予防対策」という。）について整理したものである。

このガイドラインは、今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

青柏祭でか山保存会（以下「保存会」という。）及び各町のでか山保存会（以下「各町保存会」という。）は、曳山（でか山）の準備作業及び運行等において「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため最大限の対策を講じ、関係するすべての者の感染を防止するよう努める。

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、関係するすべての者が、感染防止行動の徹底について正しい知識を持って取り組むことが必要である。このため、保存会はこのガイドラインの徹底を関係するすべての者に周知するよう努める。

3. 講じるべき具体的な対策

1) 感染予防対策の体制

- ・ 保存会は、予防対策等に取り組むため、青柏祭でか山保存会新型コロナウイルス感染防止対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
- ・ 保存会は、予防対策等に関して、必要に応じて対策本部に諮問し、対策本部から出された回答等を参考に、予防対策等の方針及び具体策を決定・変更する。
- ・ 保存会及び対策本部は、予防対策等に取り組むに当たって、各種法令（感染症関係、労働安全衛生関係）を遵守するほか、国、地方自治体、関係団体、医師等の専門家等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を日頃から収集する。
- ・ 保存会はこのガイドラインの徹底等を関係するすべての者に広範且つ迅速に周知するため、広報班を設置する。

2) 準備作業

(1) 準備作業の実施可否に係る判断基準

- ・ 準備作業を行う期間は、次のとおりとする。

町名	期間
魚町	R4(2022). 2. 06(日) ~ 5. 3(火・祝)
鍛冶町	R4(2022). 2. 20(日) ~ 5. 3(火・祝)
府中町	R4(2022). 3. 06(日) ~ 5. 3(火・祝)

- ・ 各町保存会は、石川県内の感染状況その他の事情も勘案しながら、上記の期間中における具体的な作業日程及び内容を決定する。

- ・ 該当作業日における石川県の感染状況等に関するモニタリング指標から、実際に組立等の準備作業を行うかどうかの判断をする。具体的な判断基準は次のとおりとする。

指 標	判 断
レベル4 (感染拡大緊急事態)	組立等の準備作業を 行わない
レベル3 (感染まん延特別警報)	" 行う
レベル2 (感染拡大警報)	
" (感染拡大注意報)	
レベル1 (感染要注意)	
レベル0 (")	

- ・ 令和4(2022)年4月3日(日)時点の石川県の感染状況等に関するモニタリング指標でレベル3以下であった場合は、前項の規定を適用せず、その後のレベルの変化にかかわらず、曳山(でか山)の完成まで作業を継続することとする。
- ・ 各町保存会は、準備作業の責任者(以下「責任者」という。)を各町に1人以上設ける。責任者は、作業日程及び内容、作業員の配置計画並びに重機等の使用計画を事前に作成する。

(2) 作業員に対する健康確保対策等

作業員に対する健康確保のため、次の①～③に掲げる対策を徹底する。

① 一般的事項

- ・ 作業員に対して、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」、「新型コロナウイルス職場における「4つ」の対策ポイント」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」、「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」、「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を周知する等の取り組みを行う。
- ・ 休日はしっかりと睡眠を取り、休養に努めるよう求める。また、作業服等はこまめに洗濯するよう促す。
- ・ 作業員に対し、自宅出発前に、検温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは同居家族に感染者が発生した場合等は、作業に来ないことを徹底する。また、作業中に体調が悪くなった作業員は、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・ 発熱等の症状により自宅で療養することとなった作業員は毎日、健康状態を確認する。症状がなくなり作業に来るかどうかの判断を行う際には、学会の指針(日本渡航医学会-日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」)等を参考にする。症状に改善が見られない場合は、かかりつけ医へ相談する。かかりつけ医がない場合は、石川県発熱患者等受診相談センターへ相談する。
- ・ 作業員が海外からの帰国者・入国者である場合又は作業員が海外からの帰国者・入国者の濃厚接触者である場合は、日本国政府の水際対策措置において定める期間に準じて、自宅待機を指示する。

- ・ 過去7日以内に緊急事態措置実施区域及びまん延防止等重点措置実施区域への往来を行った作業員は、事前に所属長を通じて責任者に申し出て、作業参加の可否判断を仰ぐ。

② ワクチン接種及びPCR等検査

- ・ 作業員に対して、ワクチン接種（2回目まで。接種可能な者に対しては、追加接種（3回目）を含む。）を推奨する。ただし、健康上の理由（基礎疾患、副反応の懸念など）その他特別な理由（以下「正当な理由」という。）によりワクチン接種を受けられない者を除く。
- ・ 作業員となる者に、ワクチン接種歴及びPCR等検査による陰性の検査結果の確認を行う。確認の具体的な方法等は、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3（2021）年11月19日）」「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱（同）」その他国が定めるものに準拠する。
- ・ ワクチン接種歴の確認は、全作業員に対して、各々の作業初日に1回行う。
- ・ PCR等検査による陰性の検査結果の確認は、全作業員に対して、すべての作業日ごとに行うことを基本とする。PCR等検査の具体的な実施方法等については、石川県内の感染状況、当該作業員の行動履歴その他の事情も勘案しながら、各町がそれぞれ定める。

③ その他

- ・ 厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA。以下「COCOA」という。）の利用を全作業員に義務付ける。COCOAのインストール確認は、全作業員に対して、各々の作業初日に1回行う。

(3) 作業現場における具体的対策

作業現場、特に朝礼（昼礼）・点呼や各種打ち合わせ、休憩など、現場で多人数が集まると想定される場面や密室・密閉空間における作業等においては、手洗いなどの基本的な感染予防策に加え、次の①～⑤に掲げるところにより、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底する。

① 作業現場（組立現場、山蔵、社務所（公民館）、神社拝殿等）

- ・ 責任者は、作業の開始前に朝礼（昼礼）及びKY活動を行い、作業の安全及び感染予防について毎回確認を行う。作業終了後に終礼を行い、次の作業への引き継ぎを確実にを行う。
- ・ 作業員は、作業現場到着時の検温結果及び体調を別紙1の検温・体調等記録簿に各自で記録する。別紙1の記録は、その後別紙2の検温・体調等記録集計表で集計・管理する。別紙1及び別紙2は、令和4（2022）年度のすべての活動終了後、1年間保管する。
- ・ 消毒液（アルコール等）の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒を実施する。
- ・ 作業現場でのマスクや飛沫防止ゴーグル等の着用や手洗いを励行する。軍手は各自の所有物を使用し、貸し借りを行わない。また、軍手の下には薄手のビニール手袋（支給品）を着用する。
- ・ 朝礼（昼礼）時の配列間隔について、できる限り2メートル（難しい場合は1メートル）を目安に確保する。

- ・ 屋内（山蔵、社務所（公民館）、神社拝殿）で作業を行う場合、他の作業員とできる限り2メートル（難しい場合は1メートル）を目安に一定の距離を保つ。また、常時ドアや窓を開放し、換気を行う。
- ・ 作業現場各所に感染防止対策を示したポスター（保健所、石川県発熱患者等受診相談センター等の連絡先を明記）や看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る。
- ・ 作業工程の中で、閉鎖もしくは狭い空間に複数人が集まるものは、マスクや飛沫防止ゴーグル等の着用はもとより、作業エリアごとに区画を設定し、人数制限を設け、作業エリアへの移動に時間差を設ける。
- ・ 作業中の大声を出す機会を極力減らすため、拡声器やインカム（トランシーバー）などを活用する。
- ・ ドアの取っ手・手すり、電気のスイッチ、工具（鎌、墜落制止用器具（安全帯）、シノー、竹ぼうきなど）、ゴミ箱、共有のテーブル・いす等の共有設備・器具については、定期的に洗浄・消毒を行う。複数の作業員が特に頻繁に触れる設備・器具については、頻度を高めて洗浄・消毒を行う。
※設備・器具の洗浄・消毒は、家庭用洗剤、濃度70%以上95%以下のアルコール（エタノール等）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム溶液、有効塩素濃度0.008%以上の次亜塩素酸水等、設備・器具に最適な洗浄・消毒液を用いる。
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液等がついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収等清掃作業を行う作業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・ 環境省と厚生労働省が示している「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント等を踏まえつつ、気温及び湿度が高い日においては、作業現場の状況に応じて新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスクの軽減等に取り組む。

② 作業現場への移動・立ち入り

- ・ 作業現場の状況に応じ、作業員を複数グループに分け、入場時間や退場時間を一定時間ずらす。また、作業員には、作業現場と自宅の直行直帰を推奨する。
- ・ 作業現場へ車両で移動する際には、同乗・相乗りを可能な限り避けるようにする。
- ・ 不要不急な部外者の立ち入りは認めない。
- ・ 外部関係者の立ち入りについては、当該者に対して、作業員に準じた感染防止対策を求める。外部関係者には、あらかじめ感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。
- ・ 不要不急の現場見学会は行わない。また、作業時間外に部外者が曳山（でか山）に近づけない対策を講じる。

③ 休憩

- ・ 休憩場所において共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・ 休憩場所への入退室前後の手洗いを徹底する。手を拭くためのタオルは設置せず、ペーパータオルを設置する。
- ・ 休憩場所は屋内禁煙とし、喫煙は屋外の指定場所で行う。喫煙時においても、できる限り2メートル（難しい場合は1メートル）を目安に距離を確保するよう努める。一定数以上が同時に喫煙スペースに入らない、休憩時間をずらす等の工夫を行う。
- ・ 休憩場所は、常時換気（常に窓を開放し、換気扇を回す）を行う。

- ・ 休憩場所で飲食する場合は、会話を控え、全員が同じ方向を向くよう（対面で座らないよう）机を配置する。また、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。
- ・ 原則として昼食は提供しない。また、車両を運転しない者であってもアルコール類の提供及び摂取を禁止する。

④ トイレ

- ・ トイレは作業区分（午前、午後）ごとに清掃する。便器は通常清掃を行い、不特定多数が使用する箇所（ドアノブ、トイレトペーパーホルダー、水栓レバー、便座、スイッチパネル、蛇口等）は通常清掃の上、消毒を行う。
- ・ トイレは蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ 手洗い場に手を拭くためのタオルは設置せず、ペーパータオルを設置する。また、ハンドソープ及び消毒液を新たに設置する。
- ・ トイレを使用していないときは、換気のためドアを常時開放する。

⑤ 木遣り、七尾まだら、大木遣り練習

- ・ 悪天候の場合などを除き、できる限り屋外で実施するよう努める。
- ・ 屋内（社務所（公民館）、神社拝殿）で実施する場合は、常時換気（常に窓を開放し、換気扇を回す）を行う。
- ・ 木遣り、大木遣り練習においては、唄う者とそれ以外の者との距離を必ず2メートル以上あける。また、唄う者とそれ以外の者との間を飛沫防止のパーテーション等で仕切る。
- ・ 七尾まだら練習においては、CDの音源を用いて踊りの練習のみ行う。踊りを踊る者同士の距離を必ず2メートルあける。

3) 運行等

(1) 運行等の実施可否に係る判断基準

- ・ このガイドラインが対象とする運行等及びその期間は、次のとおりとする。

町 名	運行等の内容		
	ムシロ山	人形見	運 行
鍛冶町	R4(2022).5.1(日)	R4(2022).5.2(月)	R4(2022).5.3(火・祝)～5(木・祝)
府中町	R4(2022).5.1(日)	R4(2022).5.2(月)	R4(2022).5.4(水・祝)～5(木・祝)
魚 町	R4(2022).5.2(月)	R4(2022).5.2(月)	R4(2022).5.4(水・祝)～5(木・祝)

- ・ 各町保存会は、対象の期間における石川県の感染状況等に関するモニタリング指標から、実際に運行等を行うかどうかの判断をする。具体的な判断基準は次の内容を基本とする。

指 標	判 断
レベル4 (感染拡大緊急事態)	運行等を 行わない
レベル3 (感染まん延特別警報)	
レベル2 (感染拡大警報)	運行等を 行う  モニタリング指標のレベルが低いほど よりコロナ前の運行等に近い状態で実施
〃 (感染拡大注意報)	
レベル1 (感染要注意)	
レベル0 (〃)	

- ・ 各町保存会は、対象の期間における石川県内の実際の感染状況その他の事情も勘案しながら、具体的な運行等の内容を決定する。

- ・ 各町保存会は、令和4（2022）年4月末を目途に上記の内容を決定する。保存会は、各町保存会の決定内容を即時公表する。

(2) 対象者の区分及び対象者ごとの予防対策

このガイドラインでは、運行等における予防対策の対象者を「関係者」「曳手」「観客」と区分し、それぞれ以下に掲げる予防対策を講じる。

区 分	左記の説明
関係者	衣装等を着用し、でか山の運行に携わる者とする。 (子供木遣りや太鼓・鐘を担当する子供を含む。)
曳手	でか山の綱につく者のうち、関係者を除く者とする。
観客	運行等の現場にいる者のうち、関係者及び曳手を除くすべての者とする。

① 関係者

- ・ 関係者の健康確保対策等について、前記3. 2) (2) の定めに準じる。
- ・ 子供木遣り（鍛冶町及び府中町のみ）については、現在流行しているオミクロン株が若年層を中心に流行している実態も踏まえ、各町が実施の可否及び実施する場合の内容等について定める。

② 曳手

- ・ 令和4（2022）年度の曳山（でか山）の運行等がコロナ禍で行われる状況も踏まえ、曳手は各町及びその連町の住民等に限定することとし、一般の方の曳手の参加は認めないこととする。
- ・ 各町及びその連町の住民等が曳手として参加する場合は、事前登録を行い、PCR等検査による陰性の検査結果の確認等を完了しなければならない。
- ・ 事前登録、PCR等検査及び曳手の管理方法等の詳細は、各町の実情に応じて定め、その内容は回覧板等を用いて周知する。

③ 観客

- ・ 令和4（2022）年度の曳山（でか山）の運行等がコロナ禍で行われる状況も踏まえ、沿道での観覧自粛を様々な媒体を用いて事前に呼びかける。また、運行当日のライブ配信等、観覧自粛の代替策について、保存会の予算の範囲内で最大限検討する。
- ・ やむを得ず運行当日に沿道に集まった観客に対しては、運行経路（でか山の進行先）への立ち止まり禁止や、声出しの禁止、三密の回避等を事前周知するほか、運行当日には関係者による監視及び注意喚起を行う。

(3) 運行等の現場における具体的対策

前記3. 2) (3) の定めに準じるほか、次に掲げる対策を徹底する。

- ・ 運行等の現場でのマスクや軍手等の着用を励行する。木遣りや梃子、大梃子等の場面（以下「特定場面」という。）におけるマスクや軍手の脱着は、各町の実情に応じて必要最小限にとどめる工夫をする。
- ・ 人と人との間隔は十分な距離（＝人と人とが触れ合わない程度の間隔）の確保に努める。各町の実情に応じて、特定場面における例外を認めるが、必要最小限にとどめる工夫をする。

- ・ 運行中の大声を出す機会を極力減らすため、拡声器やインカム（トランシーバー）などの機器の活用をこれまで以上に拡大する。
- ・ 運行中のアルコール類の提供及び摂取を禁止する。運行の合間の休憩においても同様とする。
- ・ 運行中の喫煙を禁止する。喫煙する場合は、曳山（でか山）から離れた場所で行うこととし、携帯灰皿を利用するなど、ポイ捨ては絶対に行わない。運行の合間の休憩における喫煙も同様とする。
- ・ 運行の合間の休憩は、各町の実情に応じて極力簡素化を図る（回数を減らす、1人分ずつ個包装された飲食物を提供する、など）。
- ・ 曳手について、軍手の着用を必須とし、「エンヤー」「ワッショイ」等の大声を禁止とする。また、関係者による監視及び注意喚起を行う。
- ・ 曳手の密集回避のため、綱に間隔をとるための目印（テープ等）を付ける。感染対策を徹底した曳手が参加すること、運行当日の曳手の参加人数などの状況も勘案し、適切な間隔を各町が設定し、曳手にその場で伝える。
- ・ 子供の曳山（でか山）乗車については、太鼓・鐘の担当を除いて認めない。

4) 準備作業における作業員、運行等における関係者及び曳手の感染が確認された場合の対応

- ・ 速やかに関係各所へ報告するため、別紙3の連絡体制図を設ける。保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じる。
- ・ 該当町のでか山保存会は、保健所等の聞き取り調査等に必ず協力する。感染者の行動範囲を踏まえ、保健所等の指示に従い、感染者が滞在した場所等の消毒を行うとともに、必要に応じて、同じ場所にいたと思われる者に連絡をし、今後の対応を検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データ（別紙1及び別紙2など）の取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適切に取り扱う。
- ・ 感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。
- ・ COCOAによる通知のあった作業員、関係者及び曳手は、アプリの画面に表示される手順に沿って検査を受診する。

<改訂等履歴>

令和4（2022）年1月31日	制定	組立等準備作業編として制定
令和4（2022）年3月16日	改訂	運行等に関する項目を追加 その他所要の修正を実施

別紙1 検温・体調等記録簿

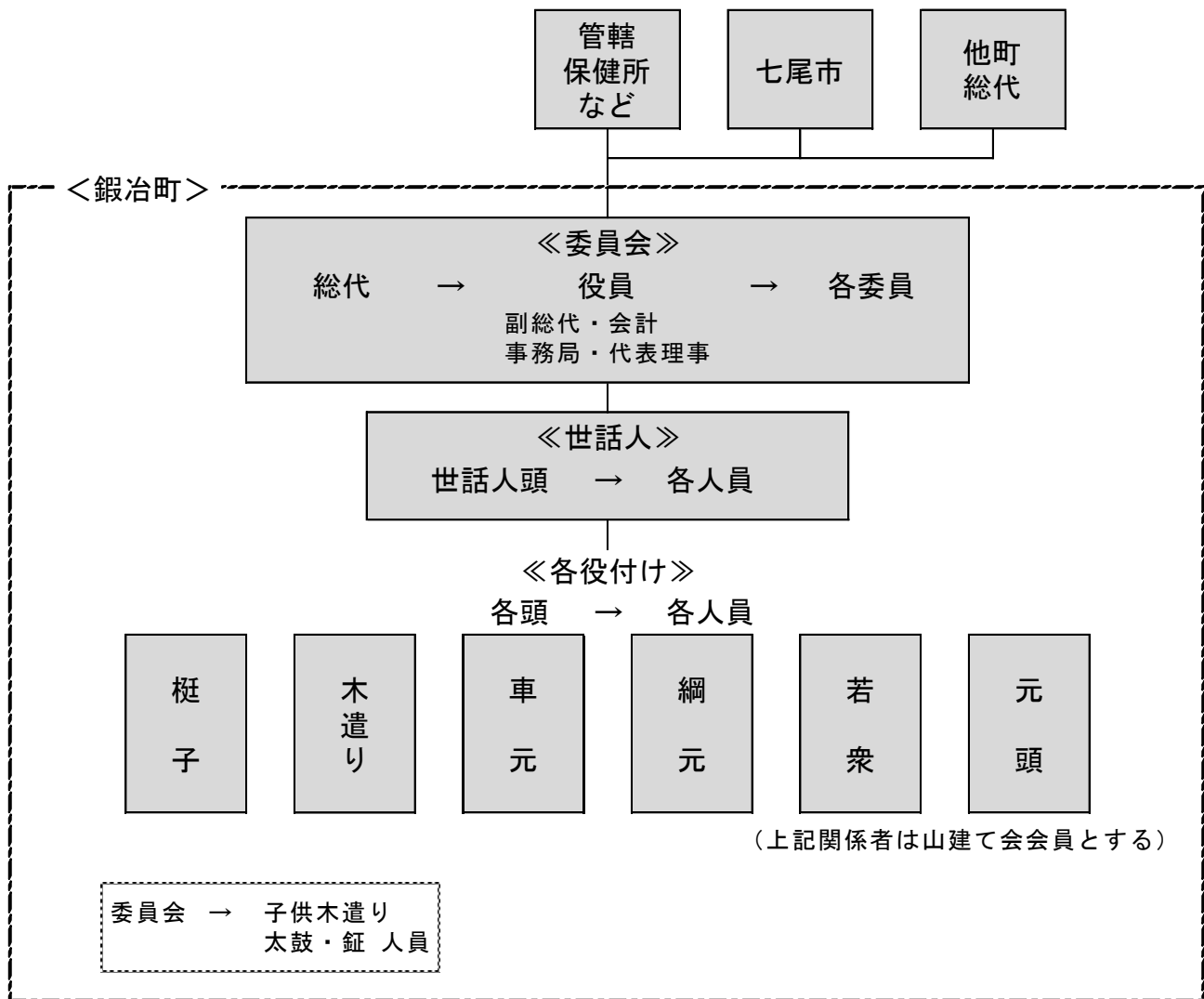
作業日： 令和4年 月 日
 (午前 ・ 午後)

作業責任者氏名：

氏名	所属 (該当に○)	検温結果		PCR等 検査	その他の症状 (該当に○)				
		時刻	体温		なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
1			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
2			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
3			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
4			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
5			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
6			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
7			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
8			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
9			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
10			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
11			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
12			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
13			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
14			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
15			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
16			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
17			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
18			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
19			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
20			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
21			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
22			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
23			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
24			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
25			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
26			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
27			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
28			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
29			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他
30			℃	陰性	なし	咳	鼻水・鼻づまり	のど痛	息苦しさ
					頭痛	下痢	味覚	嗅覚	その他

※A3版で作成し、各作業員が作業現場到着後速やかに手書きで記入する。保管期間は1年間とする。

別紙3 連絡体制図（鍛冶町）



＜管轄保健所＞

- ・能登中部保健福祉センター 健康推進課 TEL：0767-53-2482
- ・石川県発熱患者等受診相談センター（24時間対応） TEL：0120-540-004

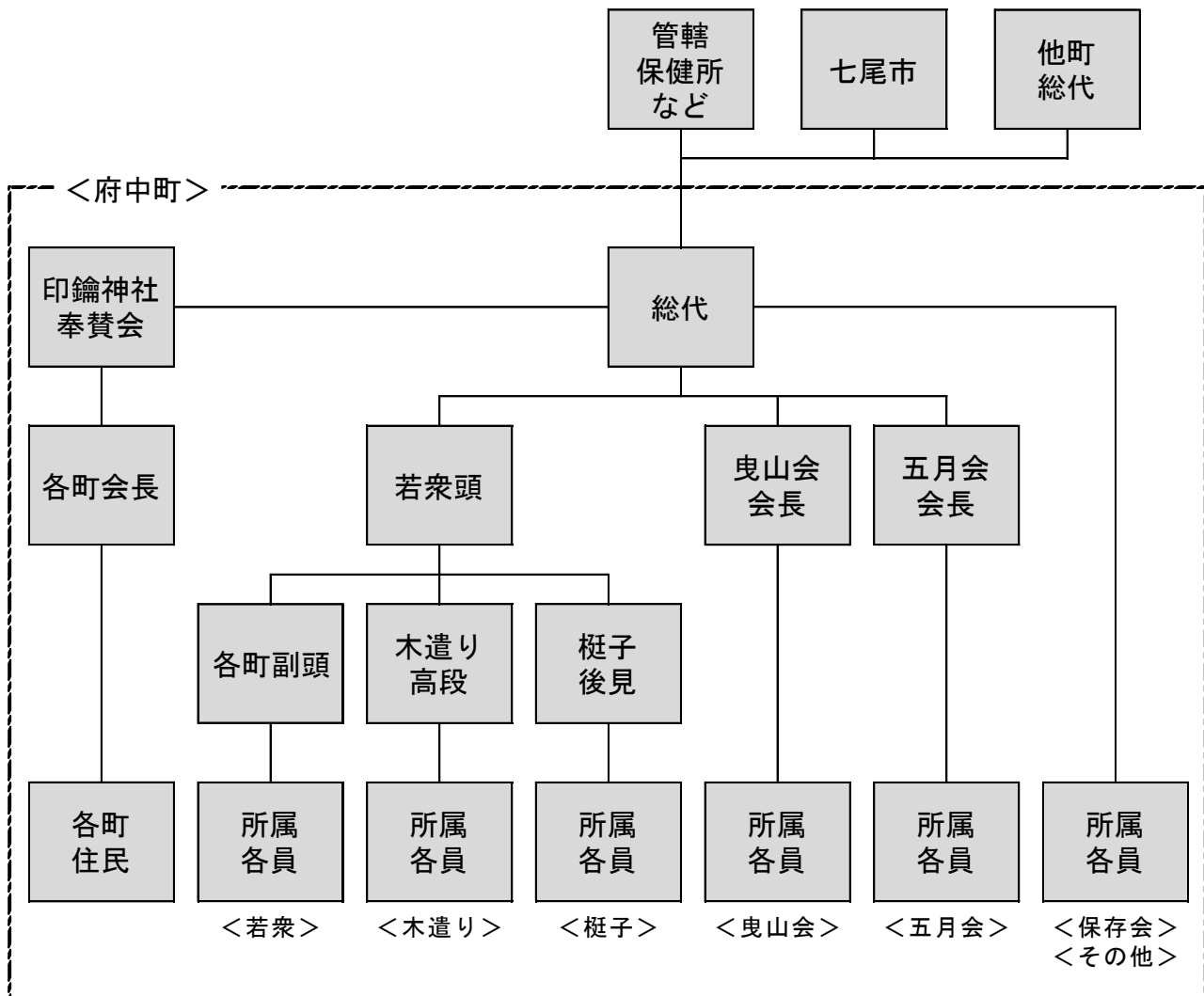
＜七尾市＞

- ・産業部 交流推進課 TEL：0767-53-8424
- ・教育委員会 スポーツ・文化課 文化グループ TEL：0767-53-8437

＜留意事項＞

- ・各員は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合等は、速やかにかかりつけ医（かかりつけ医がない場合は石川県発熱患者等受信相談センター）へ相談するとともに、上長へその旨を報告すること。
- ・上長からの報告を受けた該当町の総代は、速やかに管轄保健所、七尾市及び他町の総代へその旨報告し、保健所等の指示に従い、適切な措置を講じること。
- ・該当町のでか山保存会は保健所の聞き取り調査等に必ず協力すること。該当者の行動範囲を踏まえ、保健所等の指示に従い、作業場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同作業場所で作業をした作業員に自宅待機をさせる等の対応を検討すること。

別紙3 連絡体制図（府中町）



<管轄保健所>

- ・能登中部保健福祉センター 健康推進課 TEL : 0767-53-2482
- ・石川県発熱患者等受診相談センター（24時間対応） TEL : 0120-540-004

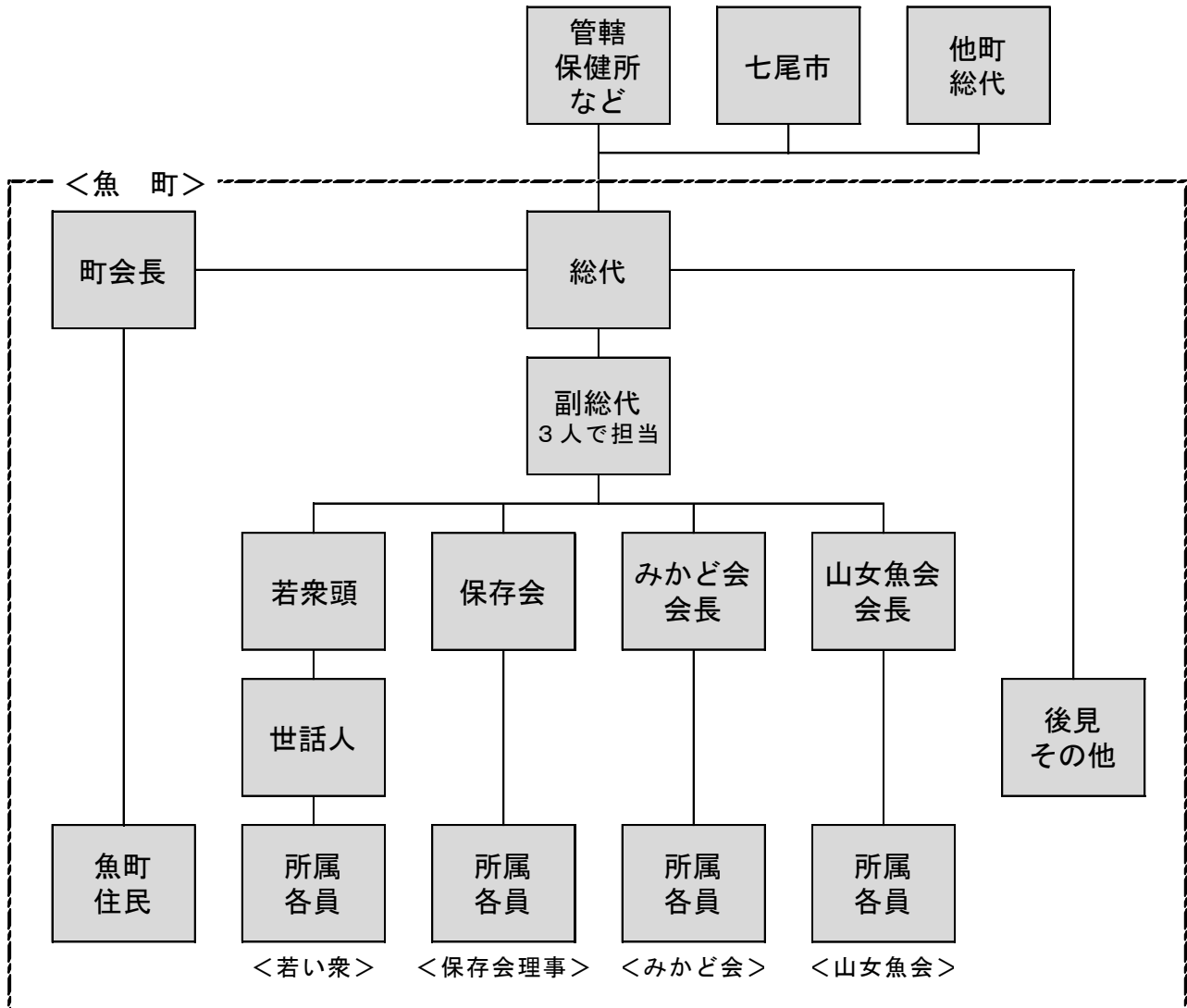
<七尾市>

- ・産業部 交流推進課 TEL : 0767-53-8424
- ・教育委員会 スポーツ・文化課 文化グループ TEL : 0767-53-8437

<留意事項>

- ・各員は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合等は、速やかにかかりつけ医（かかりつけ医がない場合は石川県発熱患者等受信相談センター）へ相談するとともに、上長へその旨を報告すること。
- ・上長からの報告を受けた該当町の総代は、速やかに管轄保健所、七尾市及び他町の総代へその旨報告し、保健所等の指示に従い、適切な措置を講じること。
- ・該当町のでか山保存会は保健所の聞き取り調査等に必ず協力すること。該当者の行動範囲を踏まえ、保健所等の指示に従い、作業場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同作業場所で作業をした作業員に自宅待機をさせる等の対応を検討すること。

別紙3 連絡体制図（魚町）



<管轄保健所>

- ・能登中部保健福祉センター 健康推進課 TEL : 0767-53-2482
- ・石川県発熱患者等受診相談センター（24時間対応） TEL : 0120-540-004

<七尾市>

- ・産業部 交流推進課 TEL : 0767-53-8424
- ・教育委員会 スポーツ・文化課 文化グループ TEL : 0767-53-8437

<留意事項>

- ・各員は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合等は、速やかにかかりつけ医（かかりつけ医がない場合は石川県発熱患者等受信相談センター）へ相談するとともに、上長へその旨を報告すること。
- ・上長からの報告を受けた該当町の総代は、速やかに管轄保健所、七尾市及び他町の総代へその旨報告し、保健所等の指示に従い、適切な措置を講じること。
- ・該当町のでか山保存会は保健所の聞き取り調査等に必ず協力すること。該当者の行動範囲を踏まえ、保健所等の指示に従い、作業場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同作業場所で作業をした作業員に自宅待機をさせる等の対応を検討すること。